

平成28年3月10日

船舶保安対策（テロ対策）実施状況を点検します

～「ニューかめりあ」に立入り点検を実施～

国土交通省は、伊勢志摩サミット及び関連閣僚会合の開催を受けて、交通運輸事業者に自主警備策の徹底を通知しています。今般、九州運輸局では福岡海上保安部とともに外航定期航路事業者の博多～釜山航路に就航する「ニューかめりあ」の船舶保安対策（テロ対策）実施状況について点検します。

1. 実施期日 平成28年3月24日（木曜日）9時00分～10時30分
2. 実施場所 福岡市博多区沖浜町 博多港中央埠頭
「ニューかめりあ」（停泊中の外航旅客船船内）
3. 実施者 久保田九州運輸局次長
九州運輸局担当職員
福岡海上保安部担当職員
4. 点検内容 船舶保安対策の実施状況
 - ・ 船舶への立入り者の身分確認、身体検査
 - ・ 立入禁止区域の施錠、封印状況の確認
 - ・ 不審者及び不審物発見の通報依頼

※ニューかめりあ 博多～釜山 毎日運航
国際総トン数 19,961トン
旅客定員 647人

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

船舶検査官

担当：松本、小幡

電話092-472-3182

FAX092-472-3305



F A X連絡票

九州運輸局海上安全環境部 海事保安・事故対策調整官 神崎 行き
(F A X 0 9 2 - 4 7 2 - 3 3 0 5)

取材申込書

3月24日(木曜日)のカメラライン(株)博多～釜山航路就航船「ニューかめりあ」
における船舶保安対策状況の確認に係る取材を下記のとおり申し込みます。

記

報道機関 会社名 _____ 電話番号 _____

テレビカメラ 有 ・ 無 (○で囲んで下さい)

持ち込み機材の名称と個数

取材者氏名(カメラマン等を含む) ① _____ ② _____
③ _____ ④ _____

= お願いと協力依頼 =

「ニューかめりあ」船内及びその停泊岸壁は、法律により立入制限区域となっているために、一般の方は立入が禁止されています。

船舶保安対策立入り確認に係る取材につきましては、当局において立入許可に係る諸手続を行う関係上、取材を希望されます方は、必ず下記指定期日までに、この「取材申込書」をファックスにて返信いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日は前記理由により一斉に乗船するため、集合時間にはご注意願います。

また、必ず各社の身分証明書を携行していただきますようお願いいたします。

(取材終了後の下船につきましては、臨機応変に対応したいと思いますので、当日でも結構ですので申し出て下さい。)

【申込締切】 3月22日(火曜日)午後2時まで

**【集合場所】 博多港国際ターミナル(福岡市博多区沖浜町14-1)
1階正面玄関**

【集合時間】 3月24日(木曜日)午前8時30分(時間厳守でお願いします。)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等 に関する法律（ISPSコード）の概要

1. 背景

平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件を契機に、平成14年12月12日、船舶及び港湾施設の保安の確保を目的として、国際海事機関（IMO：International Maritime Organization）において、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約：The International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974）付属書」の改正が採択され、平成16年4月14日、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律が公布され、同年7月1日から、ISPSコード（The International Ship and Port Facility Security Code）が発効することとなった。

2. 目的

国際航海船舶に係る危害行為に起因して国際航海船舶及び国際港湾施設に対して生じるおそれがある危険の防止を図り、併せてこれらの事項に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。

3. 国内法

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下保安法）
平成16年7月1日施行。政令、省令及び各告示から形成

4. 対象船舶

国際航海に従事する全ての旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船

5. 船舶保安規程

船舶所有者は、ISPSコードの要件を満足する保安に関する規程を作成し、国土交通大臣の承認を受け、船舶に備え置く（下表参照）。検査は承認された保安規程を遵守して運用しているかの確認を行う。（保安規程は、社外秘）

6. 操練

船舶の保安要員は、船舶保安規程を理解し、3ヶ月に1回、例えば爆弾を仕掛けたとの電話があった場合どのように対応するか等の操練を行い保安に対する予防措置の練度を高める。（非公開）

7. 検査

初めて国際航海に従事させようとするとき、及び証書の有効期間満了前に受ける定期検査並びに証書の有効期間中に受ける中間検査。

8. 船舶保安証書

定期検査に合格すると船舶保安証書が交付される。有効期間は5年間。
保安証書を船舶に備え置かなければ国際航海に従事できない。

船舶保安規程に記載する事項

1	船舶警報通報装置
2	船舶指標対応措置
3	船舶保安統括者の選任
4	船舶保安管理者の選任
5	操練その他教育訓練の実施
6	船舶保安記録簿の備付け
7	船舶保安従事者の職務及び組織
8	船舶の保安の確保に関する設備
9	船舶に係る保安の確保に関する業務に関する監査
10	船舶の保安に関する情報の管理方法
11	危害が発生した場合の対処方法

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の概要

国際航海船舶

(*)国際航海に従事する旅客船
同 500トン以上の貨物船

実施すべき保安措置

保安(自己警備)規程の作成・実施
船舶警報通報装置の設置
保安管理者の選任 等

国が自己警備のレベルを3段階で指示

国による保安規程の承認、船舶の検査

→ 保安証書の交付を受けて
国際航海に従事

国際港湾施設

(*)国際航海船舶が利用する岸壁、停泊地

実施すべき保安措置

保安(自己警備)規程の作成・実施
フェンス、照明等の設置
保安管理者の選任 等

国による保安規程の承認

国際航海船舶の入港に係る規制

外国から入港する全ての船舶に対して「船舶保安情報」の通報を義務付け。

必要に応じて、当該船舶に対して追加情報提供要求、立入検査。

当該船舶が情報提供要求・立入検査を拒否した場合

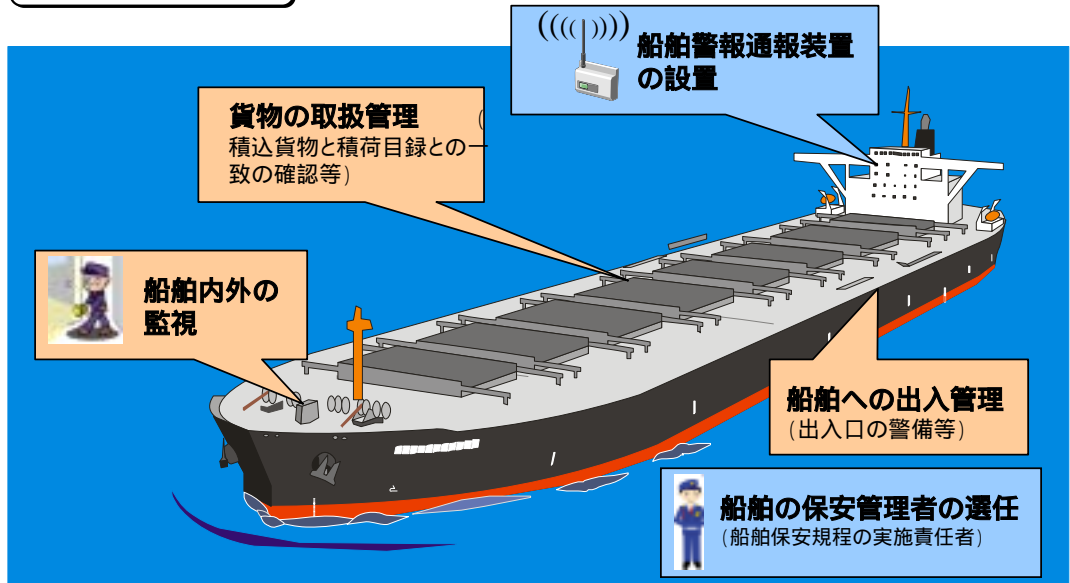
又は

当該船舶に起因して港湾施設等に危険が生じるおそれがあり、かつ、他に適当な手段がない場合

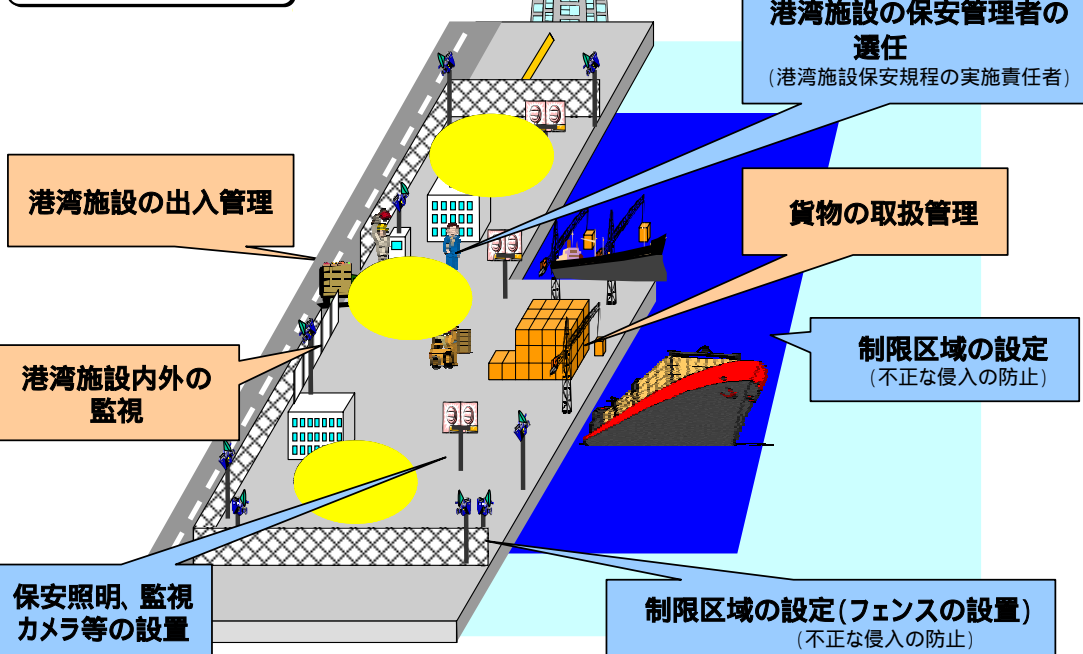
入港禁止等の措置。

国際航海船舶及び国際港湾施設における保安措置

国際航海船舶



国際港湾施設



○船舶保安レベルごとの対応措置

レベル1

● ○ ○

船舶内外の監視
・照明、見張人等による監視、船舶内の監視

貨物の取扱管理
・積込貨物と積荷目録との一致確認

船舶への出入管理
・出入口の警備

レベル2

○ ● ○

船舶内外の監視
・照明範囲拡大、見張人増加等による監視強化

貨物の取扱管理
・貨物に対する不正防止 (封印の確認等)の徹底

船舶への出入管理
・出入口の数の制限

レベル3

○ ○ ●

船舶内外の監視
・全照明点灯等による監視強化

貨物の取扱管理
・積込、陸揚の一時停止

船舶への出入管理
・乗下船の一時停止